

## 内水面漁場管理委員会の業務内容について

内水面漁場管理委員会は、漁業法及び地方自治法に基づいて設置が義務づけられている知事から独立して職務を行う行政委員会であり、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

### 1 設置の根拠

- (1) 漁業法(昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。)  
都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。(法第 171 条第 1 項)
- (2) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)  
執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は次のとおりである。(1～4 略) 5 内水面漁場管理委員会(第 180 条の 5 第 2 項第 5 号)

### 2 委員の任命

漁業を営む者の代表、水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする者の代表(漁業者を除く。)及び学識経験がある者の中から都道府県知事が選任する。(法第 172 条第 2 項)

### 3 委員会の構成

- (1) 委員数  
13 人(法第 172 条第 3 項、令和 2 年 7 月 8 日号外農林水産省告示第 1281 号)
- (2) 構成  
漁業者代表 5 人、漁業者以外の採捕者代表 3 人、学識経験者 5 人
- (3) 会長  
ア 委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。(法第 137 条第 2 項)  
イ 会長は会務を総理し、会を代表する。(法施行令第 13 条第 1 項)
- (4) 会長代理  
会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。(法施行令第 13 条第 2 項)

### 4 委員の任期

4 年(法第 143 条第 1 項、第 21 期の任期:令和 3 年 12 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日まで)

### 5 委員会の会議(法第 145 条)

- (1) 定員の過半数に当たる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。(第 1 項)
- (2) 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長が決する。(第 2 項)
- (3) 委員会の会議は、公開する。(第 3 項)

- (4) 議事録を作成し、インターネットの利用等により公表しなければならない。(第4項)

## 6 職務・権限の内容

### (1) 職務

内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項（水産動植物の繁殖保護や漁場利用の紛争防止、漁業調整に関する事項など）を処理する（法第171条第3項、第4項）

### (2) 具体的な業務内容

#### ア 知事の諮問に対する答申

- ① 漁業権（内水面漁場計画案、免許申請）に関する答申（法第64条第4項、第70条）
- ② 都道府県漁業調整規則の制定、改廃の答申（法第119条第8項）
- ③ 遊漁規則の制定及び変更についての答申（法第170条第4項）
- ④ 知事が漁業権者に対して行う漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずるべきことの指導や勧告についての答申（法第91条第3項）

#### イ 委員会指示

水産動植物の繁殖保護、漁業権又は入漁権の行使を適切にする、漁場使用に関する紛争防止や解決、その他漁業調整のために必要な場合は、関係者に水産動植物の採捕に関する制限や禁止、漁場使用に関する制限等、必要な指示を行うことができる。（法第120条第1項）

現在、下記の指示の他、漁協が義務として行う増殖について、数量等の基準を指示（増殖指示量）している。

【参考】 現在、委員会から出されている指示(別添)

- ① オオクチバス等再放流禁止（平成20年3月21日付け第8号）
- ② 野尻湖のオオクチバス等再放流禁止の解除（令和3年3月15日付け第27号）
- ③ 生きたままのこいの持ち出し禁止（令和3年3月15日付け第26号）

#### ウ 建議事項

指示を受けた者がこれに従わないときは、知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請できる。（法第120条第8項）

## 7 その他

### (1) 事務局

園芸畜産課に置き、課長を書記長、水産係長を書記長代理、水産係員を書記とする。

### (2) 開催回数

通常年3回(2月、7月、11月頃)委員会を開催。また、必要に応じて、専門委員会、現地調査、公聴会等を開催する。

### (3) 報酬

特別職の職員等の給与に関する条例に基づき日額で支給する。

### (4) 旅費

県職員の旅費規程に準じて支給する。(一般的、合理的な経路が要件となる。)

## 1 委員会指示の内容

### 長野県内水面漁場管理委員会指示第 8 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

平成 20 年 3 月 21 日

平成 20 年 6 月 1 日以降（野尻湖、木崎湖にあつては平成 20 年 12 月 1 日以降）、オオクチバス、コクチバス又はブルーギルを採捕した者は、採捕した河川、湖沼又はその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、試験研究による再放流で、かつ、長野県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合、又は漁業権者からの解除申請があり逸出防止策が講じられていると委員会が認めた場合は、この限りでない。

### 長野県内水面漁場管理委員会指示第 27 号

漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示（平成 20 年長野県内水面漁場管理委員会指示第 8 号）を次のとおり解除しました。

令和 3 年 3 月 15 日

- 1 対象水域 野尻湖
- 2 対象魚種 オオクチバス、コクチバス
- 3 解除の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 4 解除の理由

野尻湖漁業協同組合から漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示の解除申請があり、長野県内水面漁場管理委員会において逸出防止策が講じられていると認められたため。

### 長野県内水面漁場管理委員会指示第 26 号

令和 3 年 3 月 15 日

#### 1 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいを採捕した者は、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、公共用水面等から生きたままこいを持ち出してはならない。

#### 2 指示の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

## 2 根拠法令条文(抜粋)

### 漁業法(昭和24年12月15日号外法律第267号)

---

(海区漁場計画の作成の手続)

第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を公示しなければならない。

7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して三月を経過した日以後の日としなければならない。

8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

(漁業の免許)

第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

(海区漁業調整委員会への諮問)

第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(指導及び勧告)

第九十一条 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。

一 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき。

二 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指導した者が、その指導に従っていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告するものとする。

3 前二項の規定により指導し、又は勧告しようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(漁業調整に関する命令)

第百十九条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業(水産動植物の採捕に係るものに限る。)を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、次に掲げる事項に関して必要な農林水産省令又は規則を定めることができる。

一 水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止(前項の規定により漁業を営むことを禁止すること及び農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととするものを除く。)

二 水産動植物若しくはその製品の販売又は所持に関する制限又は禁止

三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止

四 漁業者の数又は資格に関する制限

3 前項の規定による農林水産省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。

4 前項の罰則に規定することができる罰は、農林水産省令にあつては二年以下の懲役、五十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科、規則にあつては六月以下の懲役、十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とする。

5 第二項の規定による農林水産省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船及び漁具その他水産動植物の採捕又は養殖の用に供される物の没収並びに犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができない場合におけるその価額の追徴に関する規定を設けることができる。

6 農林水産大臣は、第一項及び第二項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

7 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

8 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示)

第百二十条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権(第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。)又は入漁権(同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。)の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

2 前項の規定による海区漁業調整委員会の指示が同項の規定による連合海区漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該海区漁業調整委員会の指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。

- 3 都道府県知事は、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会に対し、第一項の指示について必要な指示をすることができる。この場合には、都道府県知事は、あらかじめ、農林水産大臣に当該指示の内容を通知するものとする。
- 4 第一項の場合において、都道府県知事は、その指示が妥当でないと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。
- 5 第一項の規定による指示については、第八十六条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「都道府県知事」とあるのは、「海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会」と読み替えるものとする。
- 6 前項において準用する第八十六条第三項の規定による指示に従つてされた第一項の指示については、第四項の規定は適用しない。
- 7 農林水産大臣は、第五項において準用する第八十六条第三項の規定により指示をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事に当該指示の内容を通知しなければならない。ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条の六第一項の規定による通知をした場合は、この限りでない。
- 8 第一項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。
- 9 都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。
- 10 前項の期間は、十五日を下ることができない。
- 11 第九項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないときは、都道府県知事は、第八項の申請に係る者に対し、第一項の指示に従うべきことを命ずることができる。
- 12 都道府県知事が前項の規定による命令をしない場合には、第八十六条第三項の規定を準用する。

(構成)

第三百七十七条 海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

- 2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が委員の中からこれを選任する。
- 3 海区漁業調整委員会は、その所掌事務を行うにつき会長を不相当と認めるときは、その決議によりこれを解任することができる。
- 4 都道府県知事は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 5 専門委員は、学識経験がある者の中から、都道府県知事が選任する。
- 6 委員会には、書記又は補助員を置くことができる。

(兼職の禁止)

第四百四条 委員は、都道府県の議会の議員と兼ねることができない。

(委員の辞任)

第四百十一条 委員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意

を得て辞任することができる。

(委員の失職)

第百四十二条 委員は、第百三十八条第四項各号のいずれかに該当するに至つた場合には、その職を失う。

(委員の任期)

第百四十三条 委員の任期は、四年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、その任期が満了しても、後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(委員会の会議)

第百四十五条 海区漁業調整委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 海区漁業調整委員会の会議は、公開する。

4 会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(遊漁規則)

第百七十条 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員（漁業協同組合連合会にあつては、その会員たる漁業協同組合の組合員）以外の者のする水産動植物の採捕（次項及び第五項において「遊漁」という。）について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の遊漁規則（以下この条において単に「遊漁規則」という。）には、次に掲げる事項を規定するものとする。

一 遊漁についての制限の範囲

二 遊漁料の額及びその納付の方法

三 遊漁承認証に関する事項

四 遊漁に際し守るべき事項

五 その他農林水産省令で定める事項

3 遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。

一 遊漁を不当に制限するものでないこと。

二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

6 都道府県知事は、遊漁規則が前項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その変更を命ずることができる。

7 都道府県知事は、第一項又は第三項の認可をしたときは、漁業権者の名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

8 遊漁規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

(内水面漁場管理委員会)

第七十一条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。

2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。

3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

(構成)

第七十二条 内水面漁場管理委員会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、当該都道府県の区域内に存する内水面において漁業を営む者を代表すると認められる者、当該内水面において水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする者（漁業を営む者を除く。）を代表すると認められる者及び学識経験がある者の中から都道府県知事が選任した者をもつて充てる。

3 前項の規定により選任される委員の定数は、十人とする。ただし、農林水産大臣は、必要があると認めるときは、特定の内水面漁場管理委員会について別段の定数を定めることができる。

(準用規定)

第七十三条 第三十七条第二項から第六項まで、第三十八条第四項、第四十条から第四十六条まで、第五十七条、第五十九条及び第六十条の規定は、内水面漁場管理委員会に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「議会の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と、第五十九条第二項中「各都道府県の海区の数、海面において漁業を営む者の数及び海岸線の長さを基礎とし、海面」とあるのは「政令で定めるところにより算出される額を均等に交付するほか、各都道府県の内水面組合（水産業協同組合法第十八条第二項の内水面組合をいう。）の組合員の数及び河川の延長を基礎とし、内水面」と読み替えるものとする。

## 漁業法施行令（昭和 25 年 3 月 13 日政令第 30 号）

(会長の職務)

第十三条 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会長は、それぞれ、会務を総理し、会を代表する。

2 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。